



愛媛労働局発表  
令和2年6月26日

【担当】

愛媛労働局職業安定部職業安定課  
課長 豊田 仁志  
課長補佐 松友 庸治  
(電話)089-943-5221

報道関係者 各位

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に係る採用選考期日及び  
就職慣行の申し合わせ事項の変更について

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職慣行に係る申し合わせ事項については、令和2年5月に、愛媛県高等学校就職問題検討会議において決定したところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国の高等学校で臨時休業期間があったことにより、新規高等学校卒業予定者の就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたまま就職活動に臨むことが懸念されるため、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省による検討会議が開催され、令和3年3月に高等学校を卒業する生徒の採用選考期日について、現行の9月16日から10月16日へ変更することなどが取りまとめられました。

これらの動向を踏まえ、愛媛県高等学校就職問題検討会議においても改めて協議を行い、申し合わせ事項の「1 応募・推薦について」を次のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本申し合わせについては、別紙のとおり、愛媛県教育委員会教育長及び愛媛労働局長の連名により、愛媛県内の事業主及び高等学校長等に対し、理解と協力を求める趣旨の要請を行っています。

① 一人一社のみのお応募・推薦とする期間

10月31日までに変更（変更前は9月30日まで）

② 複数応募・推薦を可能とする期日

11月1日以降に変更（変更前は10月1日以降）

※今回の変更を含む、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申し合わせは、別添のとおりです。

# 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申し合わせ

令和2年5月27日

改正 令和2年6月18日

愛媛県高等学校就職問題検討会議

令和2年5月27日及び6月18日に書面により「愛媛県高等学校就職問題検討会議」を開催し、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職慣行に関し下記のとおり申し合わせを行い、これを実行することを確認した。

## 記

### 1 応募・推薦について

10月31日までは、従来どおりの方法で、生徒一人一社のみのお応募・推薦とし、11月1日以降は複数の応募・推薦（ただし一人二社まで）を可能とする。

公務員との併願については、応募・選考時期等が異なることから、併願を妨げない方向で対処する。

（企業側への要望）

複数応募の趣旨の理解を求め、応募機会の拡大を図るとともに、採用試験後できる限り速やかに採否を決定し、その通知は書面で行うことを求める。

### 2 校内選考について

（学校側への要望）

「進路選択は生徒自らの意思と責任で行う。」という基本を重視して、生徒の学業成績だけでなく、人物・職業適性などの総合評価による校内選考となることを求める。

### 3 指定校制について

（企業側への要望）

これまで、指定校制のもとで、学校と企業が長年にわたって築き上げてきた信頼関係により、安定的な求人及び採用を確保してきたことは事実であるが、均等な就職機会の確保という点から、指定校以外の学校からの応募ができるよう募集枠の拡大を求める。

### 4 インターンシップ及び職場見学会について

（学校側への要望）

インターンシップ及び職場見学会などの職場体験活動を一層充実させ、生徒の職業についての具体的かつ現実的な理解を促進し、社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を身に付けさせるなどのキャリア教育の推進を求める。特に、就職希望の生徒が夏季休業中など応募前に行う職場見学は、応募先の決定や早期離職の防止に、大きな効果が期待されることから、積極的な実施を求める。

(企業側への要望)

インターンシップ及び職場見学会を幅広く円滑に実施するためには、多くの受入れ企業が必要であり、学校教育に対する企業側の積極的支援と協力を求める。

また、選考開始前に行う職場見学会が求人者の採用選考の場とならないよう配慮を求める。

## 5 採用選考時の健康診断について

(企業側への要望)

採用選考時における「健康診断」は、実施の必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないことを求める。

## 6 採用（内定）生徒の就業開始時期等について

(企業側への要望)

就業開始（実習、研修等を含む。）時期は卒業後とすることを求める。

また、卒業前に企業が実施する企業見学・懇談会等は学校の承認を得ることを求める。

## 7 家庭訪問について

(企業側への要望)

求人者またはその委託を受けた者は、生徒の家庭を訪問し、直接、生徒・保護者に対して求人活動を行わないことを求める。

また、採用内定後といえども身元調査につながるため家庭訪問は行わないことを求める。

### 【参考】

※ 就職慣行

指定校制、一人一社制、校内選考といった、募集・応募、採用に関するこれまでの慣行であり、大量の就職希望者を短期間でマッチングできる仕組みとして、一定の役割を果たしてきた。

※ 高校生の就職の仕組み

高校生への就職斡旋については、早期採用選考を防止し、求人秩序を確立することにより、高等学校教育の充実を図るとともに生徒の適正な推薦・選考が行われるようにするため、次のような日程に沿って行われている。

### 【選考開始期日等】

- |     |     |                              |
|-----|-----|------------------------------|
| 6月  | 1日  | ハローワークにおける求人の受付開始            |
| 7月  | 1日  | ハローワークの確認を得た求人票による学校での求人受付開始 |
| 10月 | 5日  | 学校の推薦、応募書類の提出開始（変更前は9月5日）    |
| 10月 | 16日 | 企業等の選考開始（変更前は9月16日）          |